

議案第 70 号

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 8 月 26 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険税条例(平成 12 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

附則第 4 項及び第 5 項中「第 35 条の 2 第 1 項」の次に「、第 35 条の 3 第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 70 号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、国保税の課税の特例について所要の改正を行おうとするものです。